

論文

近世～近代における信州絹織物業の展開 —いわゆる信州紬の産地とブランドの形成—

木村 晴壽

The Silk Weaving Industry in the Shinshu Area,
From the Seventeenth Century to the Early Twentieth Century

KIMURA Haruhisa

要 旨

1975年、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」にもとづいて、「信州紬」が他の10品目とともに伝統的工芸品に指定された。江戸時代以来の伝統を持ち、手仕事の作業によって織り出される信州の紬が、ブランドとして認定されたことになる。信州で産出された紬は、わが国近世の幕藩体制下でブランド化されており、紬に代表される信州の絹織物業が幕藩体制下でどのように展開し、どのようにブランド化したのか、さらに近代に至ってどのような展開をみせたのかを、具体的な史料にもとづいて究明した。上田縞、上田紬、中野紬、諏訪小倉織などのブランドが失われ、新たに「信州紬」とならざるを得なかった経緯を解明した。

キーワード

伝統的工芸品、紬、絹織物、信州紬、地域ブランド

目 次

はじめに

I 近世日本の絹織物業

1. ブランドとしての織物名称
2. 幕藩体制下の衣服規制と紬
3. 紬市場の形成

II 近世信州における絹織物業の展開

1. 信州の産地絹織物業
 - 1) 上田縞
 - 2) 上田紬
 - 3) 上田縞と上田紬の差異
 - 4) 中野紬
 - 5) その他の絹織物と産地
2. 近代への展望

おわりに

はじめに

課題設定

東京への一極集中と地方の疲弊をいかに克服すべきか、この問題が主要な政治課題になってからすでに40年以上が経過したにもかかわらず、地方では、地域の自立はおろか、活力ある地域社会の将来像を描くことすら困難な状況に追い込まれている。所得も人口も極度に大都市に集中するなかで、地方における地域社会の多くは、その経済基盤すら喪失しつつある。それがまた人口流出を引き起こす、という悪循環に陥っているのである。

このような危機的とも言える事態に対処するため政府は2015(平成27)年に「まち・ひと・しごと創生事業」を立ち上げ、「活力に溢れた地域経済実現」¹⁾を重要目標に設定した。その際、地方の経済基盤を固めるための効果的な方策として示したのが「地域資源・技術を活用した販路開拓やブランド化(ローカルブランディング)」²⁾だったが、ほとんどの地方で地域ブランディング化は想定どおりには進展せず、少なくとも地域経済の活性化に寄与するほどには展開していないことは周知の事柄である。結果として、地方創生事業の立ち上げから5年を経た現在になっても地方経済は、好転の兆しすら見せず、「活性化」「再生」とはほど遠い状況にある。地域経済の再生を図るために立案された数々の施策がはかばかしい成果を産まなかったのは明らかであり、今や、地域ならではの特性を活かした経済循環をどのように創出するか、換言すれば地域ブランディング化と地域経済の関係を捉え直すことが求められている。

本論は以上の深刻な状況を念頭に、日本有数の養蚕地帯であり、したがって絹織物の産地でもあった信州で、絹織物のブランドがどのように形成され、あるいは形成されなかったのかについて、近世から近代へかけての時期の動きを跡づけ、絹織物産地とブランド化の事実関係を明らかにすることを目的としている。そのことを通じて、地域産業・地場産業の振興をどのように図るべきか、ひいては地域経済の活性化をどのように展望するべきかの道筋を描く一助とすることを狙いとしている。かかる作業は、一定のまとまりと個性を持った地域経済の構築と地

域ブランド化の関係性を探ることでもあり、本論ではその素材として「信州紬」を取りあげることとする。

伝統的工芸品としての「信州紬」

1974(昭和49)年5月、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(以降、「伝産法」と表記)が施行され、法律に明記された諸条件を満たす特産品が、各種同業組合等の申請にもとづいて伝統的工芸品に指定されることとなった。指定されれば、その工芸品産業の後継者育成や販路拡大など当該産業の維持・振興に向けた事業への助成が行われるだけでなく、いわゆる伝統的工芸品マークを商品に付すことで、類似商品との差別化を図ることができる仕組みが法的に認められたのである。

日本独自の原材料を用い、伝統的な技術を駆使して手づくり的に生産される各地の工芸品が消滅しかねない状況に直面し、危機感を抱いた産地業者らの声を受けて、国会の全会派が共同提出した議員提案によって成立した法律だった。この法律にもとづき経済産業大臣が伝統的工芸品に指定した品目は、2021(令和3)年1月現在で236を数える。

同法の趣旨に従い、1975(昭和50)年2月に初の指定工芸品となった11品目のなかのひとつが「信州紬」である。

もともと、緯糸は必ず手紡糸(天繭糸も可)であること、あるいは先染・平織であることなど、紬として一定の条件を満たす必要はあるが、「信州紬」は単に信州で織出される紬を意味するだけで、他地域で産出される紬と品質において明確に異なるわけではない。もちろん歴史的にも、上田紬の別称として使われる他は(後述)、信州で織られる紬を「信州紬」と呼ぶ慣習もなかったから、「信州紬」は、伝産法にもとづく工芸品としての指定によって産まれたブランドということになる。

「信州紬」に限らず、これまで同法にもとづいて伝統的工芸品に指定された数々の品目はいずれも、産業と言えるほどの規模で盛り返す状況には至っていない。伝産法の効果には、もともと同法の本質に起因する大きな限界があり、「信州紬」の場合もその例外ではない。

同法の持つ限界の第一は、立法化の意図に反し

て、産業としての成立・維持・発展の観点からみれば、ほとんどの工芸品が覚束ない状況にあり³⁾、その根底には、そもそも近代以降の社会で伝統的工芸品の製造部門が「産業」として成立するののかという根本的問題が横たわっている。第二に、法律で守り育てるべき伝統的工芸品とは何か、についても同法は大きな制約を設けている。いま、同法第2条に明示された伝統的工芸品の定義を示せば、以下の通りである。

(伝統的工芸品の指定等)

第二条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- 一 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 二 その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

まさに職人的技法によって生み出される「工芸品」であり、近代以降の社会では「産業」的發展を展望し難い内容になっている^{註1)}。長野県で生産される紬は概ね上記の条件を満たしていると思われるが、単独で5番目の条件を満たす産地があり得るか否かが問題となる。同時に、5番目の条件とも関連するもう一つの制約がある。すなわち、振興計画を作成し指定の申請を行う主体が同業組合等の法人組織でなければならない、という条件がある。この点でも、長野県内に単独で条件を満たす産地があったか否かは疑わしい。そこに、長野県内で生産される紬を「信州紬」と総称して伝統的工芸品の指定を申請する背景があったと言える^{註2)}。

I 近世日本の絹織物業

1. ブランドとしての織物名称

通常、全国的に知られた織物はその産地名を付して呼ばれ、西陣織、桐生織、結城紬、大島紬、小千谷縮緬、小倉織、足利銘仙など中世・近世からの歴史を持つ織物が多い⁴⁾。一般的には地名を冠した織物名となり、その産地で生産された織物、あるいはその特徴を持つ織物の呼称となる。生産地が特定・限定されて織物名称が使われていれば、それは、他の商品あるいは他の生産地とは差別化された、まさに地域ブランドに他ならない。織物の場合、やや漠然とした地理的範囲を使った郡内縞・丹後縮緬の例もあるが、その場合でも郡単位の地域を産地名としている。

このように織物名が地域ブランドとして成立するケースがある一方で、地名が付されているにもかかわらず必ずしも生産地を示すのではなく、消費者の間で確立・定着した一定の特徴を持つ織物の名称として呼称が浸透する場合もある。小倉織(主に綿織)、博多織、黄八丈など、織物の産地を意味するのではなく、原料や製織方法、色合い・柄に独自の特徴がある織物を指す場合がある。長野県に限っても、後述するように、近世から全国的に知られた上田紬(縞)・中野紬(縞)などの織物は、産地名を付しているにもかかわらず上田や中野以外でも盛んに織出されており⁵⁾、独特の生地と柄をもつ織物の名称として使われていたのである。

2. 幕藩体制下の衣服規制と紬

天然繊維を使用した織物を原料糸によって大別すれば、生糸を織合わせた絹織物、綿糸による綿織物、麻糸による麻織物の3種類になるが(近世の日本では毛織物生産はほとんどないため度外視した)、着物が基本的服装だった江戸時代^{註3)}、日本の織物には様々なバリエーションがあった。原料糸に限ってみても、上記3種類以外にも絹綿交織織物、麻綿交織織物があり、それぞれの糸を経糸に使う場合も、緯糸に使う場合もある。また、機織・染色の技法を駆使することで、特に絹織物には幾数十もの種類があった。

紬は、原料糸からみた分類では絹織物に属するが、幕藩体制の下ではいわゆる絹織物とは異なる扱われ方がされていた。幕府は絹織物を奢侈品・贅沢品と見なし、基本的には武士階級以外の庶民が絹織物の着物を纏うことを禁じており、触書・定書・覚書などにより衣服に関する規制法令を132回にわたって発している^{注4}。衣服規制は、奢侈禁令や儉約令の一環として規定されていることが多く、様々な表現で服装を指定しているが、必ずしも被支配階級としての町人・農民だけが規制の対象だったのではなく、武士の衣服を規制した法令も少なくない。例えば、1615(元和1)年に定められた『武家諸法度』では「一 衣装之不可混雑事」として、白綾・白小袖・紫袷・紫裏練・無紋小袖の着用は上級武士に限り、綾・羅・錦・繡については郎従や諸卒の着用を禁止する旨規定していた。武士階級内部でも服装に上下の区別が設けられていたのである。

1628(寛永5)年の定書も、

- 一 歩行若党、弓鉄砲の者着物類の事、絹紬の分はこれを許すべし、其上の衣裳は無用たるべし、但しその主人よりあたへ候着物は苦しからず⁶⁾

と、下層武士の衣服として許される絹織物の種類を明示している。幕府が発した法令で紬についての記述が見られるのは、恐らくこの定書が最初と思われる。そこでは農民の服装についても初めて次のような規定を設けていた。すなわち、

- 一 百姓の着物の事、百姓分の者は、布、木綿たるべし、但し名主其の外百姓の女房は紬の着物迄は苦しからず、其上の衣裳を着候の者、曲事たるべき者なり⁷⁾

と、基本的に農民は木綿を着用すること、および名主などの村役人クラスには紬の着物が許容されることを規定した。この後、幕藩制下では、農民を特定した11の衣服規制法令が発出されている。

このような農民の服装を規制した法令と比べて町人に対する衣服規制は格段に多く、幕藩制下で町民の衣服規制を定めた関係法令は60を数える。1683(天和3)年の覚書では、

- 一 百姓町人の衣服は絹、紬、木綿、麻布、この内をもって分限に応じ妻子共にこれを用い着るべきこと
- 一 すべて下女はしたハ布、木綿、これを用い着るべきこと、帯同前のこと^{注5}

とされ、町人に許される服装として平織の一般的な絹織物、紬、木綿、麻を示している。

これら各種の衣服規制法令を総合すれば、武士階級以外の町人・農民が紬の着物を日常的に用いることに強い規制はなかったのであり、江戸時代の日本には、それなりの規模の紬市場が広がっていたのである。

3. 紬市場の形成

およそ養蚕地帯であれば、廃品繭糸を利用して織った織物自体は多くの農家で織られており、自家用の衣料その他に用いられていたことは改めて指摘するまでもないが、江戸時代も中期になると、特産物としてまとまった量の絹織物を織出す産地が現れてくる。1713(正徳3)年刊行の『和漢三才図絵』は、当時の地方絹織物産地として次の各地と製品をあげている。

陸奥(仙台紬・信夫摺絹)、上野(日野絹・新(=仁)田山絹)、下野(絹)、下総(結城紬・中山紬島(=縞))、伊豆(八丈紬)、甲斐(郡内紬)、越中(尉之鼻(=城之端)絹)、加賀(撰糸・羽二重)、越前(絹)、美濃(撰糸絹)、飛騨(紬)、伊勢(紬)、丹後(撰糸・紬)⁸⁾

ここからは、すでにこの時期、それなりの規模で絹織物を生産する産地が各地にみられたこと、およびその産地が畿内からその近国、さらには東山道・東海道・北陸道へと広がっていたことを読み取ることができる。もっともこれら産地の絹織物が単純な平織組織の紬や平絹であったことは、京都西陣がほぼ唯一の高級絹織物産地だったことから、明らかである。染色等の高度な仕上技術を擁する京都西陣は、江戸時代を通じて金襴・錦・緞子・縺子等に代表される高級絹織物の生産をほぼ独占していた。西陣と並んで江戸時代の三大産地と呼ばれることがある桐生・足利が19世紀に入って西陣の地位を脅かすようになるまでは、西陣が唯一の高級絹織物産地

だったのである⁹⁾。

また、江戸時代最大級の呉服商だった三井越後屋に残る記録には、1755(宝暦5)年に各地から京都に集荷された絹織物合計88万2,055反のうち、「紬類」として約3万1,000反が計上されている¹⁰⁾。これら紬類の多くは、西陣での染色工程を経て江戸等の消費地へ送られたと考えられ、すでに江戸中期にはわが国で紬類の市場が形成されていたことを物語っている。

II 近世信州における絹織物業の展開

1. 信州の産地絹織物業

有数の養蚕地帯であり京都西陣にとっての重要な生糸供給地であった信州でも、江戸時代の早い時期から、紬や節絹といった土産的絹織物が農家副業的に織られていたことは、ほぼ間違いない。そのことを前提にここでは、信州の絹織物業、特に、自家用衣料とは局面を異にする商品生産としての絹織物業がどのように展開していたのかを検討する。

1) 上田縞

①江戸時代前期の上田縞

信州産の絹織物、特に紬がいつ頃から特産品と見なされるようになったのかは定かでないが、1648(寛永20)年頃に刊行されたと言われ、諸国の名物を紹介した『毛吹草』には、丹後紬、仙台紬、結城紬、郡内紬など多くの紬があげられているが、信州産の紬にはいっさい言及していない。しかし、上田原町で伝馬役を勤めた瀧澤家に残る『原町問屋日記』には、

寛文四辰年十一月二十五日

- 一 御上ヶ嶋 二十二反 代金拾貳両
但一反之代貳分三匁

の記録があるという¹⁰⁾。散見される限り、信州における商品生産としての絹織物業を示す史料はこれが最古である。

ここに記載された「御上ヶ嶋」は、上田藩に納入された上田縞であると解され¹¹⁾、寛文4年は1664年から、江戸時代初期～前期にはすでに藩に納入する

ような品質の上田縞が産出されていたことが判明する。

このことは、上田の宮下兵右衛門なる人物が記した1687(貞享4)年の日付がある次の日誌からも明らかとなる。以下に示したのが日記の該当箇所である(混乱を避けるため、出典『信濃蚕業沿革史料』の著者が後に付した注記は省略した)。

御本縞 三端立横の絹縞に織申様に被仰付候
此縞一端は原町にて申付候 二端は海野町にて申付候 「さんくつし」縞一端浅黄「かうし」縞壹端海野町亀井彌五右衛門様にて白井宇右衛門様御本縞御渡し けんや町文四郎方へ十五日に御本縞三太郎に為持遣候
卯の十二月十五日

- 一 殿様御用縞六拾八端代
三拾四両 銀貳百八拾五匁
内 御本縞四拾七端 ……………
但 壹端二付貳分四匁五分ツ、
なみ縞廿壹端 ……………
但 貳分三匁五分ツ

同

- 一 御隠居様御用縞二十三端 代拾壹両二分 銀百三十匁五分
ならし壹端二付二分四匁五分ツ、
一 御奥様御用縞三反 代壹両二分十八匁
三口金メ五拾三両 銀壹匁五分 内五匁五分織なほし縞壹反
海野町へ織らせ被下候「もやい」は八右衛門へ遣し被下候
右の内壹反御奥様御縞疵御座候 織なほし来春指し上げ申旨
にて代金は受け不申 紺屋町與四郎へ申付候¹¹⁾

ここに言う「本縞」が上田縞である。上田藩(藩主やその家族)から直接の注文が来るような絹織物だったのであり、先の『原町問屋日記』に記された「御上縞」も同様に、藩からの注文を受けて納入された織物であることは明らかである。しかも、いずれの場合もまとめて数十反が発注され、この日記にあるだけでも、「三崩し」「格子」「もやい」「浅黄」などの柄や文様があり、上田縞はバリエーションに富ん

だ織物だったのである。

以上の検討から、上田縞が江戸時代初期～前期にはスタンダードな絹織物としての地位にあり、確実に絹織物ブランドとして認知されていたことが判明する。

豊富なバリエーションを持つ上田縞は、江戸時代前期にあたるこの時期にはすでに、全国的に流行していたようで、次の、上田縞に関する17世紀の記録は注目に値する。

当時、庶民から広く人気を博した、1688(貞享5)刊行の井原西鶴による浮世草子『日本永代蔵』に上田縞の流行を彷彿とさせる一節がある。

『日本永代蔵』巻一の「初午は乗ってくる仕合」には、後に長者となる、20代前半の若者が登場し、西鶴はその服装を次のように描写している。

信長時代の仕立、着物袖下せはしく裾まはり短く、上下共に紬のふとりを無紋の花色染にして、同じ切の半襟をかけて、上田島（上田島）の羽織に、木綿裏をつけて¹²⁾

いたと描かれており、ここからは、上田島(=縞)が誰にでもわかる、独自の特徴を持った織物だったことがわかる。しかも、ここに登場する若者の身なりは、むしろみすばらしいものとして描かれていることからすれば、上田縞は、庶民が身につけるごく一般的な着物に仕立てられる反物だったこともまたうかがい知れよう。

柄や文様の豊富さに加え、価格の点でも上田縞は、武士階級だけでなく多くの町人が身に纏うことが可能な衣料だった。西鶴本が次々に刊行されていた1680年代、高級な絹織物である縞子類は1反あたり銀300～350匁、縮緬が100匁前後の価格だったのに対し、上田縞と同じ平織織物である紗綾は40匁だった¹³⁾。銀40匁を当時の金銀両替相場で金に換算するとほぼ2分2朱となり、上記の日記中の「壹端ニ付貳分四匁五分」と同程度となる。つまり、平織の絹織物である上田縞は、法令上も町人の着物として許されており、紗綾などと同程度の価格で手にすることができる、庶民の衣料だったことになる。

このように、上田縞は当時、かなり広範な市場を持っており、反物として一定の特徴を持つ上田縞というブランドが、江戸時代前期にはすでに確立して

いたことに疑いの余地はない。

② 江戸中期～後期の上田縞

江戸時代も18世紀に入り中期になると、上田縞は、古くからの伝統を持つ名産の織物として扱われるようになる。

1732(享保17)年刊行の商品学書『万金産業袋』(ばんきんすぎはいぶくろ)巻之四では、丹後嶋(=縞)や郡内嶋(=縞)と並んで上田嶋(=縞)が次のように紹介されている。すなわち、

上田嶋 幅九寸貳丈七尺づゝの反物也 そのむかし信州上田より出たるハたて横紬にて至極つよし。俗に表一つに裏三つを取かゆるとて三うら嶋といふとか。志かれども今ハ曾て出ず。間にたまたま出ても品大ふん次也。今上田といふハ相州八王寺(ママ)あるひハ青梅村などよりいづる。是も地ハ紬にてつよしといへども本植(ママ)田よりはつぎ也。紺志まを上としちや嶋を次ぎとす¹⁴⁾

と。ここでの解説を要約すれば、

- ・上田縞がかつては信州上田の特産品で、経・緯ともに紬糸で織られた紬縞である(したがって、強靱な反物である)、
- ・上田嶋がこの時期(享保期)には上田ではあまり織り出されていない、
- ・この時期には八王子や青梅などで織られた反物が上田縞として売られている、
- ・他産地の上田縞は、品質の面では本場の上田縞よりも劣っている、

となる。

注目すべきは、上田縞が本場上田以外に信州以外の他地方で製織されるようになり、上田での生産を上回っている事実であろう。江戸時代前期と同様に中期にも、上田縞がその柄と製織法にもとづく、ひとつの確立した織物種類となっていたことは言うまでもなく、すでに「上田縞」は産地を示すブランドではなく、「八丈」や「結城」のように、社会的に認知された特徴を持つ織物としての地位を築いていたのである。当時の世間の一般的な理解として、例えば「八丈の羽織」と同じように「上田縞の着物」という表現が成り立っており、当時の人々にとって、八王子産の「上田縞」、青梅産の「上田縞」はごく通常の感

覚となっていた。

③娯楽本に描かれる“上田縞”

18世紀に入って次々に刊行されるようになる数々の洒落本や浮世草子などの娯楽的読物には、庶民が身に纏う代表的な反物のひとつとして上田縞が何度となく登場する。そのうち幾つかの例をあげれば、以下のごとくである。“上田縞”は、様々な表現で当時の人々の身なりを描写する際に使われている。

1786(天明6)年刊行の山東京伝『客衆肝照子』(きゃくしゅうきもかがみ)では、遊女や遊郭の客の風体を描いたなかに、

「くろちりめんの小袖黒上田のはおり」¹⁵⁾

姿の男が絵入りで描かれている(図1)。翌1787(天明7)年に刊行された、やはり山東京伝作の『通言総籙』(つうげんそうまがき)でも

「黒上田のはおり」「つやなしうへだ」¹⁶⁾

が出てくるし、同年の山東京伝作『古契三娼』もある芸者の衣装を

「藍上田の光りも夜、あきらか」¹⁷⁾



図1

になったと描いている。1799(寛政11)年の楽亭馬笑『廓節要』には、

「酒しみてぎらぎら光るうへだの裕」¹⁸⁾

を着た女が登場する。

19世紀に入っても上田縞はごくスタンダードな着物となっていたようで、1803(享和3)年に刊行され、弥次郎兵衛・北八で有名な十返舎一九『東海道中膝栗毛』では、ある女性の姿を、

「うへだの小そで しまじゅすのおび そらいろちりめんのうちかけ」¹⁹⁾

を着ていると描写している。1807(文化4)年の盛田小塩『窃潜妻』(ていけのはな)では、薬屋の女房が「上田の裕に黒縞子の帯」の装いで登場する。

1832(天保3)年の為永春水作『春色梅兎与美』(しゅんしょくうめごよみ)に出てくる芸者は、

「上田太織鼠の棒縞、黒の小柳に紫の、やままゆじまの縮緬」²⁰⁾

の出で立ちである。

この他にも、織物としての「上田」(=上田縞)が登場する江戸時代の読物は枚挙に暇なく、“上田縞”が全国的な一大ブランドとしての地位にあったことは到底否定し難い。

その端的な現れのひとつに、“上田縞”が記載された幕末の記録がある。縁切寺として知られた鎌倉の東慶寺に関する1864(元治1)年の史料で、駆け込んだ女性が、離縁するにあたり夫から取り戻したいとした品々のなかに、帯やかんざしとともに「上田しま小袖二つ」が記されているという²¹⁾。

上田縞は、当時の人々がごく普通に着物として用いる代表的な織物のひとつとなり、様々な地方で産出されていたのである。

2)上田紬

①本場としての上田紬ブランド

『万金産業袋』には、留意しなければならないもうひとつの記述がある。

そこでは「上田嶋」とは別に「上田紬」が別の商品として紹介されているのである²²⁾。「上田紬」に関しては、

「幅九寸丈五丈四尺信州上田よりいづる信濃紬といふ。結城より八次」

のランクであると説明されており、「上田紬」の場合は上田産出の紬を指すと明確に述べられている。上

田縞・上田紬ともに紬糸から織られているとはいえず、「上田紬」となれば上田産の紬を意味し、しかも上田紬の別称が「信濃紬」だといっているのである。また、上田紬のサイズについて、幅は上田縞と同じでも長さがその2倍あり、1疋単位で販売される織物だとの説明は^{註8}、「上田紬」が通常、着尺と羽織のセットで使われていたことを物語っているものであり、この点は『日本永代蔵』の服装に関する記述と一致する。

三井越後屋の関東絹買入に従事する専属の仲買業者が幕末に越後屋江戸本店に宛てた『関東物買方存入書』^{註9}には、関東各地の絹織物産出状況が述べられており、上州桐生・藤岡、甲州、武州の産地とともに、上田紬について次のように記されている。すなわち、

- 一 信州上田紬本庭与申ハ上田宿近辺式里四方位之処 チクマ川筋村々余程在之 此所之紬堅多ク緯構宜庭所也 此紬生物益々宜也
 猶又上田ヨリ三里西北ニ当リ坂木与申宿在之 此忝式里斗近辺ヨリ出来候紬ヲ奥紬与申候而此紬糸細候へ共堅無少織込 不宜悪風之庭所也

との報告が寄せられている。上田紬の本場は上田宿から約10キロ四方の地域を指し、仲買業者はそのエリアで産出される紬の品質を高く評価し、逆に、坂木あたりで織出される紬は本場エリアに近いといえども品質がかなり劣る、と見なしていた。

②「信州紬」としての上田紬

同様に越後屋江戸本店の『江戸買諸品札掛規矩』^{註10}(1845=弘化2年)には、「桐生物」「上州物」「熊ヶ谷宿」「八王寺(ママ)」「越後縮」と並んで「奥州物信州物」が記載されており、「信州物」では「信州紬」があるのみだが、そこには「中野上田共」と産地が特定されている。ここでも上田紬が信州を代表するブランドだったことを確認することができる。

以上の検討を総合すれば、上田縞が産地を離れた織物種類としてのブランドになったのとは異なり、上田紬、殊に上田宿を中心とした本場で産出される上田紬は、その品質の良さ故に、ほぼ江戸時代を通じて産地としてのブランドを確立していたと結論づけることができるのである。

また、上田縞・上田紬ともに、基本的には紬糸を

原料糸とする強靱で、独自の縞柄を持つ織物を指すことには留意しておく必要がある。

3) 上田縞と上田紬の差異

ここまでの検討で、上田縞は必ずしも上田地方の特産物とはいえず、産地の上田を離れた呼称だった一方、上田紬の場合、基本的には上田地方で産出された紬を指していたことは明白であろう。『管内織物解説』では、この点について次のように解説されている。

天明年間ニ至リテハ製糸及蚕種製造ノ業大ニ発達シ、之レニ連レ機業モ発展シ来リ、生糸ヲ以テ製織セラレタルヲ上田縞ト名ケ、出穀繭ヨリ紡キタル糸ヲ以テ織リタルヲ上田紬縞ト改称シ²³⁾

ここに示されるように、本来、上田縞と上田紬(上田紬縞)には明確な区別があるばかりか、織物ブランドという観点からすれば、一方の上田縞は、産地とは切り離された織物種類を表すブランドであり、他方、上田紬(上田紬縞)は産地を特定した特産物としてのブランドであった。

同時に『管内織物解説』は、上田地方の織物生産について、上田藩が1833(天保4)年に設置した「上田産物改所」との関連で以下の解説を付している。やや長文になるが、重要箇所なので引用しておこう。すなわち、

隣郡埴科、更科郡地方ニモ此ノ(上田紬ノ……筆者註)製織方法ヲ伝へ、為メニ其ノ製産高著シク増加シ、埴科地方ニ於テ製造セラル、白斜子、白紬類ト共ニ之レヲ上田町ニ蒐集シ、更ニ江戸及京阪地方ニ販売スルノ盛況ヲ呈スルニ至リ、上田織物ノ聲價頗ニ高マレリ

斯ク発達シ来リタルト共ニ他地方ニ於テモ類似模造品ヲ製造スルモノ簇出シ、折角獲得シタル聲價モ是等粗製濫造品ノ為メニ傷害セラレ、為メニ販路ヲ失墜スルカ如キ處ナシトセス、スルコトアリテハ之レマテ発達シ来リタル機業ニ一大頓挫ヲ招致スルヲ以テ、城主深ク之レヲ憂慮シ、之レカ防止策トシテ上田産物改会所ナルモノヲ設置シ、原料糸、染色、尺幅等ヲ検査シ、其ノ総テノ点ニ不都合ナキモノニ証印ヲ押捺シテ以テ真正品ナルコトヲ証明シ、同時ニ大阪浪華橋附近ニ上田産物売

捌所ヲ開設シテ、確實ニ之ヲ販売セシメシ為メ、需要益増加シ来レリ、是レ上田織物ノ全盛時代ナリ

と。上田紬にあっても、近隣他地方に製織方法が伝わるにつれて、模造品あるいは類似品が流通するようになり本場上田が打撃を蒙ったことから、上田藩が主導して粗製濫造を防ぐために「上田産物改所」を設置したことが説明されている。改所で検査を実施したことにより、上田紬という産地ブランドはある程度守られたと考えてよいだろう。

前掲の『原町問屋日記』をもとに開所以降に改所が扱った品目の量を算定した井川論文(井川克彦「横浜

開港前における上田小県地方の製糸業』『蚕都信州 上田の近代』岩田書院、2011)の表を若干加工して作成した表1からは、『管内織物解説』が「上田織物ノ全盛時代」と指摘するとおり、天保期の前後には極めて活発に上田紬の生産が展開していたことが浮き彫りになる。

表中、1850(嘉永3)年～1858(安政5)年の「絹紬」は「生絹」を含んでいるようだが、多い年には1万7,000疋以上を産出している。前出の越後屋史料によれば、全国の絹織物類が集まる京都に集荷された紬類は約3万反、上田紬の基本単位である疋に直せば1万5,000疋ということになる。上田産物改所が設置された天保期から数十年遡った宝暦年間の数値ではあ

表1 産物改め所での改め品目と改量

	絹紬(疋)	横太織(反)	木綿(反)	帯地(筋)	生糸(提)
1833(天保 4)	7,852	-	-	7	3,916
1834(天保 5)	12,929	15,634	41,924	1,573	4,367
1836(天保 7)	3,425	14,774	34,137	603	1,830
1839(天保 10)	8,745	9,525	13,484	1,066	5,950
1840(天保 11)	4,107	22,175	56,390	1,192	967
1842(天保 13)	2,058	26,254	40,194	-	169
1844(弘化 1)	9,984	36,898	66,167	2,450	5,784
1845(弘化 2)	11,968	36,821	57,878	3,298	6,006
1846(弘化 3)	8,276	10,707	17,875	1,370	3,530
1850(嘉永 3)	14,922	22,139	38,441	7,501	8,731
1851(嘉永 4)	7,061	17,295	33,612	3,855	1,368
1854(安政 1)	17,670	24,806	48,800	7,387	11,742
1855(安政 2)	5,590	14,587	29,441	4,193	4,188
1856(安政 3)	17,050	27,061	39,029	9,779	9,575
1857(安政 4)	8,071	21,979	32,061	6,851	2,998
1858(安政 5)	17,073	21,381	38,206	12,368	5,371
1862(文久 2)	3,247	3,305	4,533	499	14,587

典拠：井川(2011)p.21

注1：井川論文の表では、「天保10. 7～11」「天保10. 12～6」のように、各年が1月～12月の区切りとはなっていない。ここでは便宜上、多くの月が属する年を1年として表記した。「-」は不明。

注2：天保4は5ヶ月分の数値で、以下同じく、天保5は9ヶ月、天保6は8ヶ月、天保10は5ヶ月、天保11は7ヶ月、天保13は7ヶ月、弘化3は5ヶ月、嘉永4は7ヶ月、安政2は7ヶ月、安政4は7月、文久2は5ヶ月である。

るが、上田周辺で織出される紬が相当の量に達していたと断じて差し支えない。

また、三井両替店一卷に属する京都荷受問屋の「糸店」「間之町店」が安政期以降に取り扱った関東絹の量を推定した表2では、この時期、両店を合わせた集荷量が1万5,000疋前後だから^{註11}、年によっては1万7,000疋を超えることもある上田改所での紬改量は、上田藩という一地方としては極めて多い。上田地方でいかに大量の紬類が織り出されていたかを伺い知ることができよう。

表2 糸店・間之町店の
関東絹取扱量
(疋)

	糸店	間之町店
1854(安政 1)	6,613	9,416
1855(安政 2)	4,242	8,920
1856(安政 3)	4,252	11,054
1857(安政 4)	5,894	11,388
1858(安政 5)	7,504	6,812
1859(安政 6)	9,370	6,351
1860(万延 1)	7,184	7,054
1861(文久 1)	2,273	3,579
1862(文久 2)	496	2,321
1863(文久 3)	877	3,598
1864(元治 1)	1,369	6,108
1865(慶応 1)	491	9,351
1866(慶応 2)	-	6,373
1867(慶応 3)	-	5,801
1868(明治 1)	-	2,557
1869(明治 2)	-	2,757
1870(明治 3)	-	1,663

典拠：賀川(1985)p.597。

4) 中野紬

中野地方でいつ頃から紬が製織されていたのかを明確に示す史料はないが、現在は中野市の一部となっている旧田上村に残る1704(宝永4)年の年貢割付帳に、真綿を領主に上納した記録がある²⁴⁾。このことから中野地方では江戸時代前期の17世紀にはす

でに養蚕業が展開していたことは明らかで、土産的に紬が織られていたことも容易に推測がつく。

1739(元文4)年の中野村明細帳には、

当汚損百姓耕作を営み、其の間ニハ女ハ木綿布紬ヲ織リ男ハ茶油絹布の類、米穀材木商売仕り候²⁵⁾

なる記載があることから、18世紀前半のこの頃にはすでに、商品生産として紬が産出されていたことになる。

また、1778(安永7)年の中野村明細帳からは、京都・江戸から紬を買い入れるために商人が中野の定期市に赴いていたことが記されており、1780(安永9)年の史料には「中野紬」との記述があるという²⁶⁾。

越後屋江戸本店の幕末の史料では、

中野紬者中野村近辺半道四方位之所ヨリ織出候紬者豎緯持合宜上風生物益々宜敷也²⁷⁾

との報告が仲買から本店へ伝えられている。中野村およびその周辺で織出される紬を「中野紬」と呼び、当時最大級の呉服商からその品質が高く評価されていることがわかっていく。

さらに、幕末の越後屋江戸本店の前出史料『江戸買諸品札掛規矩』の記載で、江戸の呉服商が「信州紬」として認識していたのは、上田紬と中野紬だけだった事実からみても、中野紬が幕末までには、上田紬と並んで信州を代表する紬としてのブランドになっていたと考えられるのである。

5) その他の絹織物と産地

① 松代地方の紬

前出の『管内織物解説』は、文化期～天保期頃の信州絹織物業について、

文化の末年に至り隣郡の埴科更科の両郡に於ても亦白斜子、白紬、紬縞等を織出すに至れり²⁸⁾

と、文化年間から埴科・更科あたりで斜子・紬等の生産が始まったと解説している。また、『信濃蚕業沿革史料』も、天保期の織物生産について、

埴科地方ニ於テ製造セラル、白斜子、白紬類²⁹⁾

と、埴科郡で斜子織や紬が盛んに織られていた様子を伝えている¹²⁾。

結論を先取りすれば、埴科地方で産出されていたのは紬が最も多く、それに次ぐ生産量が斜子だった。天保期には、紬・斜子を合わせて全体の8割を占めていたと推定される³⁰⁾。

上田藩が産物改所を設けた天保期には隣接する松代藩も、藩内の織物類買占めと専売を目的に産物会所を立ち上げた。もともと、更埴両郡で織物生産が盛んになり始めたと言われる文化年間には、上田藩と松代藩の間で紬市をめぐる激しい争いが起こっており、松代藩による産物会所設置は、明らかに、紬類取引が上田へ集中する事態への対抗措置だった³¹⁾。松代藩の産物会所が設置された直後の1834(天保5)年、藩が城下町に設けた売捌市で紬類を買入れた商人70名の中には、三井越後屋はもとより大丸屋・布袋屋・夷屋等、三都を拠点とする大呉服商の仕入担当者の氏名があり、これら大規模呉服商6軒で、全体9,100両のうち2,000両～3,000両分の織物を仕入れていた。幕末も近い天保期に、松代およびその周辺はもはや、紬の主要産地のひとつになっていたのである。

藩による蚕種・生糸生産の奨励策で上田藩内で養蚕・製糸業が発展するのにもなって、上田近辺の紬生産量が減少したため、松代藩での上田紬生産にはずみがついたとされ、1831(天保2)年頃には上田紬の6～7割が松代藩で織り出されていたと言う³²⁾。

このようにみえてくると、江戸時代後期の19世紀までには松代地方もそれなりの規模で、商品生産としての紬産地を形成していたことが判明する。

② 諏訪地方の小倉織

近世の諏訪地方は長野県有数の木綿産地だった。古くから諏訪地方では布を数枚重ねて針で刺した足袋裏とともに、太い木綿糸から織出した綿布である織裏を生産していたと言う³³⁾。すでに江戸時代の中期には、諏訪の小倉織は全国的に知られた綿布であったことは¹³⁾、『天保四年今様流行物語』にある、

寛政風の長大小 網代笠着て麻肩衣 冷飯草履
大胴乱御厩平に諏訪平の十番仕立せみ広く 麻
や木綿のぶっさき羽織 春慶塗の提弁当 いづ
ち行きけんいつとなく 今は昔となり果て、³⁴⁾

の一節から、「諏訪平」の当時の様子をうかがい知ることができる。1833(天保4)年に刊行されたこの書物で描かれているのは江戸の武士の姿であり、50年を遡った寛政期には江戸で小倉織の袴である諏訪平が一般的な衣料となっていた。

全国的な経済不況を受け、1836(天保7)年に小倉織の生産業者(小倉師)が仲間の統制をはかるために定めた議定『自天保七年正月至安政五年三月 小倉織師掟箇条書』の中で統一の織賃を定めた規定に次の一節がある。

- 一 小倉織賃之儀 是迄之通相定候事
- 一 五寸巾帯地織賃 七反=付 六百文
但し 紬糸上小倉百文増 格子島百文
まし
- 一 五寸巾指横 七反=付 七百文
- 一 六寸巾帯地 七反=付 七百文
但し 紬糸上小倉百文まし³⁵⁾

すなわち、諏訪の小倉織には紬糸を用いた絹織物としての帯地、あるいは絹綿交織の帯地もあり(「上小倉」とされる)、その織賃は木綿織りの場合よりも高く設定されていたのである。絹綿交織の小倉織が嘉永期の議定でも確認されること³⁶⁾、および明治期になって諏訪郡で産出される帯地の多くが絹綿交織であったことを考慮すれば、おそらくは絹綿交織の帯地だったと考えられる。

その後、幕末にかけて諏訪の小倉織はますます盛んになっていったようで、手抜きによる粗悪品も横行し、度々、規定の改定や織賃の改定が行われている³⁷⁾。

このように、諏訪の小倉織は遅くとも江戸時代中期までには全国的に知られた織物ブランドとなっていたのである。

ただし、諏訪の小倉織は幕末の開港以降、製糸業の発展と反比例するように衰退の一途を辿る。製糸業への転業を図る小倉織業者が続出したからである³⁸⁾。

表3 長野県絹織業の動向
(明治期以降)

	着 物 地				帯 地			
	絹 織		絹綿交織		絹 織		絹綿交織	
	反	額(円)	反	額(円)	本	額(円)	本	額(円)
1884(明治17)	13,888	64,087			281	1,230		
1885(18)	37,095	99,283			435	1,820		
1886(19)	14,680	35,259	15,947	17,299	99	310	300	100
1887(20)	17,150	49,128	28,576	33,316	102	368	7,995	2,270
1888(21)	21,505	61,026	21,449	26,223	280	562	4,150	1,402
1896(29)	54,444	272,781	13,518	20,408	354	1,874	284	262
1897(30)	68,695	443,945	14,523	22,359	381	2,109	731	923
1898(31)	56,998	413,278	14,742	25,325	546	3,986	632	840
1905(38)	64,687	406,675	9,858	18,981	1,038		3	
1906(39)	63,162	517,097	2,910	6,820	892		0	
1907(40)	55,014	501,044	3,543	9,174	1,449		2	
1908(41)	95,421	562,747	8,244	17,115	2,485		92	
1915(大正4)	82,915	589,851	22,315	75,450	9,454	45,990		10,633
1916(5)	152,594	756,715	14,867	57,316	8,049	37,958		13,303
1917(6)	172,528	1,066,979	18,461	77,991	3,389	15,156		1,743
1918(7)	198,418	1,440,594	19,511	99,914	2,004	18,601		2,819
1924(13)		1,663,926		8,898				
1925(14)		1,889,975		7,929				
1926(昭和1)		1,625,378		5,233				
1927(2)		1,479,500		849				
1928(3)		1,424,280		2,678				

典拠：各年の『長野県統計書』

注1：1905年～1908年の絹織物価額には、羽二重10万碼(ヤード)が含まれる。

注2：1924年以降の絹織物価額には広幅物と帯が含まれる。

2. 近代への展望

近世の信州に展開した主な絹織物業とその産地に関する以上の検討を念頭に、ここでは、近代への展望を得るため、明治期以降の信州絹織物業について概観しておきたい。

表3として、不完全ながらも、明治～昭和初期に信州で産出された絹織物の動向を示した。数値の推移を概観した限りでは、明治期以降の信州では絹織

物の生産量・生産額ともに伸長しており、特に大正期になって一挙に生産量を拡大していることがわかる。多少不確実性の残る数値ではあるが、絹綿交織物は大正期前半をピークに、以後は衰退の一途をたどったことは明らかだろう。

明治期以降の紬需要について、代表的な解説として次のような一節をあげることができる。

紬地柄物界は明治以来になりましてから、最上

の活躍を示して居ります。之は此時代からの中産階級、及び知識階級は、多くはこの紬地を常用とするに至りましたからであります。之は價安く、地質強く、柄行比較的自由でもあり男女老幼の趣味をみたすに十分でございました。³⁹⁾

江戸時代に広く大衆の衣料となった紬は、実は明治期になり、さらに庶民からの需要が増していたのである。紬の主要産地を擁する長野県にあって、明治以降も絹織物生産が順調に展開した背景がそこに

あり、明治～大正期にかけ県全体として紬を主体に絹織物の産出量と産額は伸長していた。同表に示していない昭和中期以降には、昭和恐慌による大不況と戦時体制への移行、および和装の衰退により、紬需要が減退したことは周知の事柄に属する。

また、明治～大正の時期、長野県内の絹織物生産を郡別に示した表4を一瞥すれば、近世以来の紬織の伝統を持つ小県・埴科両郡、小倉織を主軸とする諏訪郡での絹織物生産が比較的順調に推移している様子を見て取ることができる一方、他郡でも絹織物産額は増加している。特に、上伊那・下伊那両郡の

表4 郡別絹織物生産額の動向

(明治期以降の長野県)

単位：円

	1888(明治21)年		1898(明治31)年		1918(大正7)年	
	絹織物	絹綿交織	絹織物	絹綿交織	絹織物	絹綿交織
南佐久	186	220			14,982	20,699
北佐久	3,671	6,601			6,699	450
小県	29,543	8,686	83,711	5,141	77,351	3,103
諏訪		1,702	14,478		43,324	4,126
上伊那	943	2,458	62,938	7,693	150,669	32,286
下伊那	4,591	1,479	49,969	3,544	137,234	7,056
西筑摩					17,670	
東筑摩	592				19,919	2,835
南安曇	225				100,969	1,768
北安曇	1,863	2,427			22,377	4,514
更級	7,646	180			75,619	5,264
埴科	7,083	0			381,191	2,220
上高井	0	0			251,363	4,645
下高井	3,694	0			92,672	5,864
上水内	1,548	3,940			5,739	1,067
下水内	3	32			1,563	2,878
長野市					6,900	1,100
松本市					34,653	45
其他			206,168	9,787		
計	61,588	27,625	417,264	26,165	1,440,594	99,914

典拠：各年の『長野県統計書』

注1：年によっては、集計不能の織物もあるため、県全体の生産額と一致しないこともある。

注2：明治41年については正確な数値が得られない。

伸びは著しく、この時期にいわゆる伊那地方が市場に進出し、紬の新たな産地に躍り出たことは注目される。すなわち、これらの地域が明治期以降になって紬生産を活発化させ、かなりの規模で新たな産地を形成することが可能となったのは、信州で織出される紬を意味する「信州紬」なるブランドがなかったからと考えられるのである^{註14}。ブランドとして確立していたのは「上田縞」であり、「上田紬」「中野紬」「諏訪小倉」「松代白紬」だった。上田紬の別称としての「信州紬」ではなく、信州で織り出される紬を意味する「信州紬」のブランドは形成されていなかった。明治期以降に、ブランドを特定せずに紬生産分野へ参入する余地が残されていたのである。

ここでは、近世以来の伝統をもとに近代以降も信州各地の絹織物は市場を確保・拡大させていたこと、にもかかわらず、「信州紬」がブランドとしては確立していなかったことを確認できれば十分であろう。

おわりに

以上、近世に信州で展開した絹織物業の動向を、ブランドの確立という観点から検討した。

江戸時代もかなり早い時期から上田縞・上田紬はブランド化しており、特に上田縞の場合は、産地とは切り離された織物種類を表すブランドとして定着していたことも判明した。このような上田産の絹織物が全国に知れわたるにつれて近隣の地域でも紬類の商品生産が促され、遂には松代のごとく、後発の地域でも独自のブランドが確立される事例も確認された。

もとより、幕藩体制の下で紬は、絹織物ではあっても木綿織物と並ぶ生活上の必需品となっていた。その意味で紬は、伝産法で言う「日常生活の用に供されるもの」に他ならず、それなりに広範な需要に裏付けられた市場を持っていた。しかもその市場は、明らかに明治期以降も存続していたことから、信州の紬織業は、新たな産地を生み出しながら、さらに市場を拡大する可能性を持っていたのである。大島紬や結城紬とは異なる、大衆向けの「信州紬」だからこそ大きな市場を持つ可能性は十分にあったが、周知のように信州では、企業単位あるいは結社単位で成立する生糸製造つまり製糸業でのブランド

化が進むこととなった。もちろん、製糸業の廃物である屑繭を活用することで紬生産自体は順調に進んだが、必ずしも「信州紬」のブランドは成立しなかった。その理由は、むしろごく一般的な紬である点こそが信州産紬の特徴だったからと考えられるのである。

伝産法は、長野県で製出される紬を意味する「信州紬」のブランドを認定した。しかし、実態として「信州紬」なるブランドは無い以上、政府からの補助金受給や伝統的工芸品マークの使用権はあっても、統一した一定の特徴を持つ「信州紬」が存在しないままの状態が続かざるを得ない。換言すれば、現状では“産業”としての紬製造業を展望することは難しい。

常態化した地方の疲弊を少しでも改善しようとするれば、地域経済の地盤沈下に歯止めをかけ、地域経済を再生の途につけることから始める他はない。これまで数十年間に政府が打った数々の施策や地方で繰り返された多くの試みが芳しい成果につながらなかった以上、わが国の地方を支えるべき、活力ある地域経済の形成を展望するには、もはや同じような考え方にもとづく均質な方策では埒が開かないことは明白であろう。一定のまとまりを持ち、独自の個性を持った経済循環を地域に創りだすための地域ブランドを、新たな視点で構想する必要がある。

文献

- 1) 内閣府『まち・ひと・しごと創生基本方針2015』
- 2) 同上
- 3) 前川洋平・宮林茂幸・関岡東生『伝統的工芸品産業の振興に関する法律』の効果と課題』『東京農大農学集報』58-2pp.87-90(2013)。
- 4) 貫秀高『日本近世染織業発達史の研究』思文閣出版pp.176-181(1994)。
- 5) 貫pp.163-164(1994)。
- 6) 徳川禁令考
- 7) 徳川禁令考
- 8) 『和漢三才図絵』巻二十八、国立国会図書館蔵(正徳3年刊行版)
- 9) 『講座・日本技術の社会史』第三巻、日本評論社pp.139-142(1983)。
- 10) 『郷土の工芸上田紬』上田市立博物館pp.15-16(1981)。
- 11) 高島諒多『信濃蚕業沿革史料』(『明治前期産業発達史資料』別冊55-1所収、1892)pp.168-169。
- 12) 井原西鶴『日本永代蔵』巻一(国立国会図書館蔵、1688=享貞5年刊)
- 13) 沢尾絵『宗感覚帳』にみる江戸時代前期の染織品の受容と価格』『日本家政学会誌』Vol. 64No. 12pp.3-10(2013)。
- 14) 三宅也来『万金産業袋』巻之四(菱屋治兵衛、1732=享保17年刊、国立国会図書館蔵)
- 15) 山東京伝『客衆肝照子』(葛屋重三郎、1786=天明6年刊、早稲田大学中央図書館蔵)
- 16) 山東京伝『通言総帳』(葛屋重三郎、1787=天明7年刊、早稲田大学中央図書館蔵)
- 17) 山東京伝『古契三娼』(1787=天明7年刊、早稲田大学中央図書館蔵)
- 18) 楽亭馬笑『廓節要』(1798=寛政10年刊、国立国会図書館蔵)
- 19) 十返舎一九『東海道中膝栗毛 後篇 乾坤』(1803=享和3年刊、国立国会図書館蔵)
- 20) 為永春水『春色梅兎与美』(1832=天保3年刊、国立国会図書館蔵)
- 21) 上田紬研究会編『信州上田紬』郷土出版社pp.122-123(1984)。
- 22) 『万金産業袋』
- 23) 東京税務監督局『管内織物解説』(『明治前期産業発達史資料』別冊48-1所収、1906)p.19。
- 24) 『中野市誌』歴史編(前編)p.631。
- 25) 『中野市誌』歴史編(前編)p.627。
- 26) 『中野市誌』歴史編(前編)pp.632-633。
- 27) 『関東物買方存入書』(三井文庫所蔵史料)。
- 28) 『管内織物解説』p.19。
- 29) 『信濃蚕業沿革史料』p.171。
- 30) 『自天保五年正月至同年十二月 産物会所買入絹紬疋数金高調帳』(『長野県史 近世史料編』第七巻(二)pp.390-398。原史料は国立資料館蔵)
- 31) 吉永昭『藩専売制度の基盤と構造』『日本経済史大系 4近世下』東京大学出版会pp.231-232(1965)。
- 32) 上田紬研究会『信州の伝統工芸』信濃毎日新聞社p.80(1979)。

- 33) 『岡谷市史 上』p.806。
- 34) 『岡谷市史 上』p.787。
- 35) 『長野県史 近世史料編』第三巻、pp.789-801。
- 36) 『長野県史 近世史料編』第三巻、pp.813-814。
- 37) 諏訪教育会『諏訪の近世史』pp.600-603(1966)。
- 38) 同上。
- 39) 永島信子『日本衣服史』大雅堂p.612(1933)。

注

^{注1} 条文中の1番目の要件、「主として日常生活の用に供されるもの」とは、必ずしも現代社会で日常生活に用いられることを意味するのではなく、生活上の道具・用具であることを指している。したがって厳密には、高級絹織物、そろばん、鉄瓶など、伝統的工芸品に指定されたほとんどの品目は、現代の人々が日常生活に使っている物ではないが、日常生活上で使われた道具・用具ではあるため、指定の対象となる。しかし、どんなに高度な伝統技術によって製造され、どんなに長い歴史があったとしても、例えば日本刀などは生活上の用具・道具ではないので、指定の対象とはならない。むしろ、有形・無形文化財としての扱いとなる。

^{注2} 申請主体については国会審議でも取りあげられ、質問者は法人であるか否かにこだわらずに受け付けることを要求したが、通商産業省(現経済産業省)は助成金を受け取る主体になることを重視して法人としての申請に固執した。やや長くなるが、重要な点なので、以下に衆議院商工委員会(1974年2月27日)での審議内容を紹介しておく。なお、発言の内容については煩雑さを省くため、要旨を損なわない範囲で適宜省略した。

○岡田(哲)委員(質問者)

「法人の点が触れられました。私ここでちょっと考え方を聞いておきたいと思っておりますのは、あくまで法に基づく協同組合あるいは商工組合というような形がとられなければこれはだめということになるかどうか。」

○板川議員

「お答えいたします。任意団体はこの法律の対象になるかということですが、たとえばそれが必要であれば事業協同組合というものにいつでも切りかえ得るのでありますから、こういう法人格をとった上でこの法律の対象になるというふうにしたらいいのではないだろうか。法人格を持たないと任意団体にはならないというふうに私は解釈をいたしております。」

○岡田(哲)委員

「いま板川議員の言われた点は、大体政府側もよろしいのでしょうか。」

○橋本(利)政府委員

「この法律の第三条に『振興計画の作成等』という条項がございまして、これの作成をする人といたしましては、協同組合等という

ことで法人格を予定して表現いたしております。かたがた、振興計画の作成もさることながら、いろいろな補助金等をもって助成いたすわけでございます。そういった場合には、やはり法人格を持っていただかないと助成の対象として困難な場合もあるんじゃないかなろうか、かように考えております。」

○岡田(哲)委員

「さらにどういようでございますが、たとえば任意法人でいままでずっときて協同組合にできなかった、こういう経緯があるのですが、地域ではこの組織は厳然としてあるし、長い伝統を持っている。こういう場合でもあくまで法人にしなければこの法律の適用にはならぬ、こういうふうに取り受け取らなければいかぬのでしょうか。」

○橋本(利)政府委員

「結論的には、やはり法人格を持っていただきたいということでございます。」

注3 本論では、単に時期を表す「江戸時代」と、徳川幕府による統治機構を軸に成立していた社会システムを表す「幕藩体制」とを使い分けて使用している。

注4 幕藩制下の衣服規制については、西村綏子氏による一連の論文に詳しい。本論での衣服規制に関する記述の多くは、さしあたって西村綏子「江戸時代における衣服規制」『家政学雑誌』31-6(1980)に依拠した。

注5 この覚書に言う「絹」が通常の衣類に使われる平織の一般的な絹織物であり、上層の武士階級が独占した高級絹織物でないことは、後に出される数々の法令の記述から明らかである。例えば、1842(天保13)年に老中水野忠邦から勘定奉行へ伝達された書付には、町人の服装について、絹や紬であっても羽二重、竜門と紛らわしいものや、浮織、綾織などと似たものなど、かなりの加工によって意匠をこらした織物を禁止することが明記されており、町人には高級絹織物とは峻別され得る「絹」織物の着用が辛うじて認められていたのである。

注6 三井越後屋京本店が1756(宝暦6)年に京都町奉行からの問い合わせに答えた際の史料である「丹後縮綿、同絹類、其他諸国より相登候絹類登高答申書写」(三井文庫資料)による。なお、宝暦5年中に京都に集荷された絹織物類は以下の通りである。

丹後縮緬	: 18万9,968反
上州紗綾	: 6万 270反
加賀絹	: 14万 276反
丹後絹	: 2万 294反
越前絹	: 4万3,620反
関東絹	: 36万3,780反
郡内絹	: 3万 420反
計	: 85万1,063反
紬類	: 3万 992反
合計	: 88万2,055反

注7 『原町問屋日記』のこの記述を、上田縞が幕府へ

献上された、と解釈する向きもあるようだが、「御上ケ嶋」をもって幕府献上と判断することには無理がある。なお、他の記録には「白紬」等の記述もあることから、この「嶋」を上田縞と考えるのが合理的である。

注8 通常、織物1反が1人分の着物を仕立てるサイズとなっているのに対して、織物1疋(「匹」の字をあてる場合もある)は2反分のサイズである。工場での大量生産とは異なる当時の機織方式なので、厳密に言えば、柄も織目も全く同じ反物は存在しない。したがって、着尺と羽織を同一の生地で仕立てるための反物が、1反の2倍のサイズである1疋ということになる。

注9 「関東物買方存入書」と題する三井文庫所蔵史料。「壬正月」とだけ記されているため年次は不詳だが、文書の他の箇所、「江戸表通達之儀格別厳敷通達」なので絹織物相場が高値になっていることを述べている。ここで言う「通達」は恐らく、絹織物も対象となった1860(万延1)年の五品江戸廻送令を指すとみられることから、この史料は1862(文久2)壬戌年に書かれた文書と判断される。

なお、江戸時代にわが国最大級の商人だった三井家の事業は、呉服商売(本店一卷)と両替業(両替店一卷)とに大別され、呉服事業を担うのが越後屋だった。越後屋の経営組織は九の店舗(京本店・江戸本店・大坂本店・江戸向店・江戸芝口店・京上之店・紅店・勘定場・江戸糸見世)で構成されており、そのうちのひとつが江戸本店だった。江戸本店は、京本店から送られてくる織物を販売する一方で、主に関東・東北の織物を独自に仕入れて販売もしていた。

江戸時代三井家の経営構造については、賀川隆行『近世三井経営史の研究』に詳しい。

注10 越後屋京都本店から下し荷として送られてくる織物とは別に、江戸本店が独自に仕入れられる関東各地の各絹織物について、仕入値にどれぐらの利益を上乗せするかを決めた帳簿である(三井文庫所蔵史料)。上乗率を示す「札掛」は、実際には符丁で記載されているため、細部については判然としない。

注11 三井の京都「糸店」「間之町店」は、越後屋ではなく両替店一卷に属する荷受問屋であり、両替店一卷に加わったのは糸店が1729(享保14)年、間之町店は1735(享保20)年だった(賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、1985、p.11)。荷受問屋なので呉服の仕入・販売を業とするのではなく、呉服類を集荷するための資金を前貸として投下する金融機能を果たしていた。両替店一卷に属するのはそのためである。

日本の絹織物価格は、1858(安政5)年から急上昇し始め、万延期には安政期の3倍、慶応期には安政期の5倍へと跳ね上がるため、文久期以降の数値は参考にならない。

注12 斜子織は、経糸・緯糸ともに撚りをかけないまま複数の糸を並べて織った平織の織物であり、したがって高度な技術を必要とせず、農家の副業に適した織物だった。製織組織が比較的単純

なので、木綿織も絹織もある(山脇2002、p.108)。紬の場合も、技術的には容易で、さらに農家副業に適していた。

^{注13} 小倉織は豊前小倉藩で産出される強靱な木綿織物であり、帯地・袴地・羽織地として用いられることが多かった。その起源が、実は信州にあるとする説が有力で、小笠原氏が松本藩主だった1610年代に藩内で製織され始めた綿織物で、小笠原氏が豊前小倉藩へ転封となった際、この織物を小倉へ伝えたとされる(『日本近世染織業発達史の研究』p.426)。その意味で、商品生産としての諏訪小倉織は、いま史料で確認される時期よりさらに遡ることが可能かもしれない。

^{注14} 前出の『日本衣服史』をはじめ服飾史に関する主要文献に、近代日本の代表的紬として「信州紬」を紹介しているものはない。明治以降に信州で製出された紬は、産地を特定することで差別化するような「大島紬」や「結城紬」とは異なり、際だった特徴のない紬だった点に、生産量を伸長させた根拠を見いだすことができる。